

見直される地方交付税

小樽市の収入の中で、最も大きい割合を占める地方交付税。その交付税が今、国の進める『三位一体の改革』により非常に厳しい状況を迎えています。そこで今回は、地方交付税の仕組みと、その額の推移についてお知らせします。

国から交付される貴重な財源

地方交付税は、どの地域に住む方も一定の行政サービスを受けられるように、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、国が国税の一部を地方公共団体に交付するものです。これは、使い道が限られている「国庫負担金・補助金」と違って、地方自治体の判断で使えるお金です。本市でも市税と合わせて一般会計歳入の約50%（平成14年度決算では市税23・2%、地方交付税24・9%）を占める貴重な財源となっています。

地方交付税の算定を、簡単に説明すると、「標準的な行政事務の遂行に必要な経費」から「地方税等の収入見込額」を引いた額となります。実際の算出に当たっては、それぞれの地域の生活環境や地方公共団体の規模など、状況を勘案して算定されています。

税収減を補ってきた地方交付税

小樽市の地方交付税と臨時財政対策債（13年度から、地方交付税の一部が特別な市債に振り替えられたもの）の合計額の推移をみると、下のグラフ①のとおりになります。

近年は、福祉施策や公債償還（市が借入れたお金の返済）に要する額が年々増大しており、一方で市税が

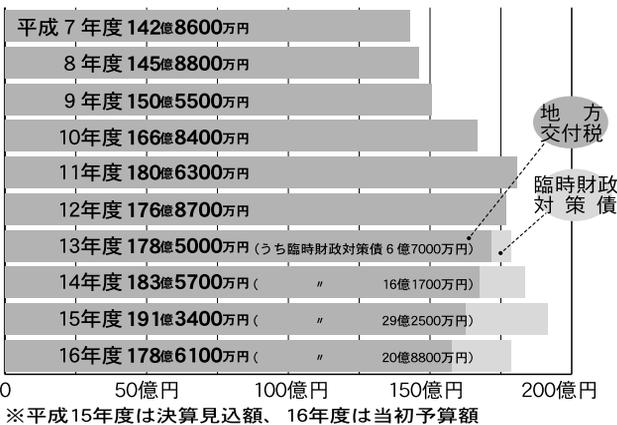
伸び悩んだため、その税収減を補う形で地方交付税と臨時財政対策債の額は増加傾向にありました。

また、地方交付税のうち、財源が不足する団体に対して交付される普通交付税（交付税総額の94%）の額を人口一人当たりに換算し、道内の都市と比較すると、左のグラフ②のとおりになります。小樽市は道内他都市に比べ、普通交付税の交付額が多くなっています。これは主に市税収入の額が少ないことに起因しています。

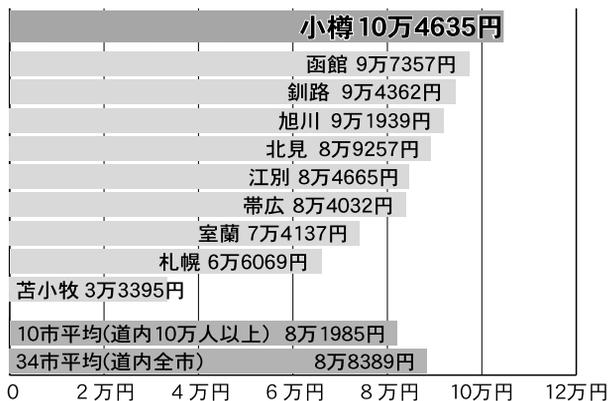
『三位一体の改革』の影響

現在、国では、「国庫負担金・補助金の削減」「地方交付税の見直し」「地

グラフ① 地方交付税と臨時財政対策債の推移



グラフ② 一人当たりの普通交付税額(14年度)



方への税源移譲」を一体的に行う『三位一体の改革』を進めています。地方交付税については、支出を徹底的に見直し、総額の抑制を図るとされています。これにより、本市のような地方交付税に頼る割合が大きい自治体ほど影響を受けやすく、16年度では15年度に比べて普通交付税と臨時財政対策債を合わせて約11億2600万円の減少が見込まれます。今回は、建設事業などに欠かせない市債（市の長期借入金）についてお知らせします。

◆小樽市の財政についてのお問い合わせは、財政課 ☎ 4111 内線 231234、FAX 0675 へどうぞ。